

議案第48号

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部を改正
することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規
定により、本議会の議決を求める。

平成9年6月20日

三朝町長 安田真一郎

平成9年6月24日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条
例

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例（昭和57年三朝町条例
第29号）の一部を次のように改正する。

別表Gの項中「920円」を「930円」に改める。

附 則

この条例は、平成9年7月1日から施行する。